

事 務 連 絡  
令 和 3 年 8 月 6 日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

### 自動ドアの事故防止に関する情報提供について

標記について、消費者庁の消費者安全調査委員会において、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、自動ドアによる事故について、令和元年 9 月から事故等原因調査が行われ、このたび、事故等原因調査報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられました。報告書の概要は別添①のとおりです。なお、報告書本体は、消費者庁のホームページに掲載されています。

掲載 URL: [https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_017/](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_017/)

報告書によると、被災者の年齢層は 9 歳以下及び 60 歳代をピークに高齢者で多く発生しており、また、事故は商業施設に次いで医療、福祉施設（以下「施設等」という。）で多く発生していることが指摘されていることから、施設等において特に下記の取組が行われるよう、各施設等に対し周知をお願いいたします。

なお、消費者庁において、報告書の内容を周知するための資料（別添②）を作成しております。施設等の所有者及び管理者に情報提供等を行う際に御活用いただけるよう、併せて周知をお願いいたします。

### 記

#### 1. 保全点検について

報告書において、自動ドアは、日本産業規格（JIS）や全国自動ドア協会ガイドラインにあるように保全点検の実施が求められているものの、保全点検は任

意であるため、実態としては定期的には実施されているのは少数であることが指摘されております。

したがって、建物所有者、建物管理者は、既存の自動ドアが定期的な点検や部品の交換が必要であることを認識し、保全点検記録を適切に管理し、建物所有者又は建物管理者が替わった場合でも、保全点検記録が引き継がれるよう対処する必要があります。

自動ドアの保全点検及び保全点検記録の管理に関し、別添①の6ページ目「直ちに実施すべき安全対策」及び別添②の2ページ目「所有者または管理者がすべきこと」にまとめられておりますので、施設等に対する情報提供及び注意喚起への御協力をお願いいたします。

## 2. 子どもの手の引き込まれ事故などの防止方法について

報告書において、自動ドアの主な事故3類型「ぶつかる、引き込まれる、挟まれる」のうち、引き込まれる事故は9歳以下が最も多く、手を引き込まれる事故が多いことが指摘されております。また、ぶつかる事故については、被災者の年齢は60歳代がピークとなっております。

子どもの手の引き込まれ事故を防止するには、例えば、既設ドアに対し、戸袋部への進入を防止するためガードスクリーンや防護柵などを設置することといった方法が考えられます。また、子どもの手の引き込まれ事故も含めた主な事故3類型の防止については、自動ドア関連団体等から提供を受けた「通行者への啓発資料」を掲示することも考えられます。

これらの再発防止方法について、別添①の5ページ目「直ちに実施すべき安全対策」及び別添②の2ページ目「所有者または管理者がすべきこと」にまとめられておりますので、施設等に対する情報提供及び注意喚起への御協力をお願いいたします。